

日 時	令和5年3月16日(木) 10:30~10:50 第21回経営会議
出席者	平原副市長、伊地知副市長、大久保副市長、技監、政策局長、総務局長、財政局長、政策局政策調整担当理事、温暖化対策統括本部、市民局長、栄区長
欠席者	城副市長
議 題	旧長濱検疫所一号停留所(国所有登録有形文化財)の寄附受領について 【政策局・環境創造局】
議 事 要 旨	<p>【論点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が所有する旧長濱検疫所一号停留所は、国が自らの費用で海の公園に移築保存し、完成後に国から寄附を受けることについて、覚書を締結します。 ・移築後は、公民連携により金沢区内の歴史資源として魅力を発信します。 <p>【説明要旨】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 背景・目的 <ul style="list-style-type: none"> ・金沢区長浜に存する厚生労働省が所管する「横浜検疫所」が、令和5年にみなとみらい21新港地区に完成予定の合同庁舎に移転する。 ・国は横浜検疫所の土地建物を、合同庁舎の整備費に充てるため、国は更地にして売却する意向を示しているが、敷地の一部に国所有登録有形文化財である「旧長濱検疫所1号停留所」がある。 2 旧長濱検疫所一号停留所の施設経緯 <ul style="list-style-type: none"> ・明治28年 感染症が疑われる場合に隔離する施設として長浜に整備。 ・平成30年 国の登録有形文化財に登録された。 3 厚生労働省との調整状況 <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省とは、文化財としての価値を継続して全部を保存・移築し、耐震化を含む移転に係る一切の費用を国が負担し、所蔵品は国で引き取り、本市は場所を提供することを市が受け取る条件として合意しており、これらについて覚書を締結する。 4 移築場所 <ul style="list-style-type: none"> ・海の公園とする。 5 移築後の利活用について <ul style="list-style-type: none"> ・利活用の視点 <ul style="list-style-type: none"> →公民連携の活用 →文化財価値の継承・発信 →公園利用者の利便性の促進 <p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に親しまれる施設にするとともに、財政負担を最小限に抑え、市民サービス・回遊性の向上を最大限見込めるよう事業スキームの検討をすべき。 <p>【結論】</p> <p><u>主な意見を踏まえつつ、局案について了承。</u></p>